

# ナチスドイツの安楽死思想

— ヒトラーの安楽死計画 —

宮野 彬

- 一 序 論
- 二 ヒトラーの安楽死計画の実態
- 三 ナチスドイツの世界観
- 四 結 論

## 一 序 論

生命に関する刑法上の難問の一つに安楽死がある。通例、その対象として任意的安楽死 (voluntary euthanasia) が論議

の中心に据えられその許容の限界をめぐって深刻に争われている。しかし、最近においては、附随的に非任意的安楽死 (Involuntary euthanasia) にも言及せられる場合が多い。もつとも、後者については、安楽死を是認するための要件が明白に具備されていないために、学説は一義的に違法と解し、しかもそれ以上のたचितた説明をなさずに、簡単に問題を片付けてしまっている。だが、同じ安楽死という言葉が使用されるにしても、両者の間には性格上本質的な相違がみられる。いうまでもなく、非任意的安楽死とは、一口でいえば、被殺者の意思とは無関係に「安楽な死」を与えることを指すが、その実態は、われわれが安楽死について抱くイメージとは著しく異なる。そこで、本稿においては、この非任意的安楽死が現実の社会の中においていかなる形で登場し、それを支援する背景は何かということの実情を、ある歴史的な事実を通して探ってみようとおもうのである。

この非任意的安楽死については、一般的にさまざまな呼び方がなされている。たとえば、わが国では、つぎのごとくである。すなわち「生存が無価値な生命の毀滅」(木村龜二・「安楽死事件」(着きている判例)法学ゼミナール三号(一九五八年)四八頁、同・「安楽死事件」刑法、西き四一年)二七九頁、佐子邦雄・「安楽死」刑法(総論)・新法律学講習講座 昭和三七年 二六〇頁以下、井上祐司・「被害者の同意」刑法講座(昭和三八年)七三頁、金沢文雄・「安楽死の問題」法學三五六頁、昭和三六年)一四八頁以下、内田文昭・「安楽死」刑法の判例・基本判例解説シリーズ(一九六七年)三四頁、谷原謙清・「安楽死 (Euthanasia) の問題点」(東洋大学通信教育部)二巻六号(昭和四〇年)一七頁、「生存が無価値な者の生命の毀滅」(板倉宏・福田大察編「オイタサシ」)体系刑法事典(一九六六年)二五八頁、「生存の価値なき生命の否定」(熊倉武、日本刑法各論上巻(一九六〇年)一三四頁)、「生存の価値のない生命の抹殺」(大塚仁、刑法概説(総論) 昭和四一年)三四六頁)、「生存の価値なき生命をたつことの許容」(滝川幸辰刑三三頁)、「生存に値しない生命の毀滅」(井上祐)・「安楽死の要件」法論のひろば(九巻六号(昭和四一年)七〇頁)、「生きる価値のない生命の否定」(新野内裕、各論講義、昭和三年)二二頁、夏目文雄)、「生きるに値しない生命の抹殺」(カレン・シルヴァイニング(西村克彦訳)・「安楽死」比較刑法的研究」(一九五三年)九八頁以下)、「生きる価値のない生命(精神病者)を消滅させること」(パウロ・ベルナルディ(藤田純訳)・「安楽」(カレン・シルヴァイニング(西村克彦訳)・「安楽死」比較刑法的研究」(一九五三年)九八頁以下)、「社会的に無益な生命の根絶」(ヘルマン・マンハイム・「価値の危機と刑法・人命の保護」(一九五五年)一七〇頁以下、同・「生命と刑法」(刑事裁判と社会改良・法務資料三五)一號(昭和三年)三頁以下)、「価値なき生命の破壊」(法雑誌一巻一號(一九五一年)一九三頁)、「不任意の安楽死」(平野・「生命と刑法」(一九五五年)一七〇頁以下、同・「生命と刑法」(刑法の基礎(一九六六)など)。

- 註1) 外國では、このための用語が使用されてゐる。たとえば「 Vernichtung lebensunwerten Lebens」(「 von O-Kommentar zum Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, II Aufl., Bd 2, 1927, S. 951.; K. Binding und A. Hoche, Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens. Ihr Maß und ihre Form, 1920.; H. Mayer, Strafrecht. Allg. Teil, 1953, S. 173.; W. Sauer, Allgemeine Strafrechtslehre, 3 Aufl., 1955, S. 141.; Kohlrusch-Lange, Strafgesetzbuch, 41 Aufl., 1956, S. 423.; Schaefer, in: Strafgesetzbuch, Leipziger Kommentar (Ebermayer-Lobe-Rosenberg) 67 Aufl., Bd 2, 1951, S. 192.; 8 Aufl., Bd 2, 1958, S. 212.; R. Maurach, Deutsches Strafrecht, Ein Lehrbuch, Bes. Teil, 3 Aufl., 1959, S. 15.; 4 Aufl., 1964, S. 15.; H. Weizel, Das deutsche Strafrecht, Eine systematische Darstellung, 7 Aufl., 1960, S. 245.; 9 Aufl., 1965, S. 255.; A. Schönke und H. Schröder, Strafgesetzbuch Kommentar, 8 Aufl., S. 739.; 11 Aufl., 1963, S. 868.; 13 Aufl., 1967, S. 972.; W. Rauch, Abhandlungen aus Ethik und Moraltheologie, 1956, S. 195.; G. Kadbruch, Tötung auf Verlangen, in: P. F. Aschrott und Ed. Kohlrusch, Reform des Strafrechts, 1926, S. 304.; J. Heimberger, Arzt und Strafrecht in: Festgabe für Reinhard von Frank zum 70 Geburtstag, Bd 1, 1930, S. 418.; R. Götzeler, Gedanken zum Problem der Euthanasie de lege lata et ferenda, Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht, 65 Jahrgang, 1950.; K. Engisch, Euthanasie und Vernichtung lebensunwerten Lebens in strafrechtlicher Beleuchtung, 1948.; Helmut Ehnardt, Euthanasie und Vernichtung ≫ Lebensunwerten Lebens in strafrechtlicher Handlungen in Strafrecht, 1959.; Lucie Frenzel und Hans Weber, Der strafrechtliche Schutz der Persönlichkeit in der Deutschen Demokratischen Republik.; E. Hafter, Schweizerisches Strafrecht, Bes. Teil, I Hälfte, 1937, S. 11.; Gerhard Simson, Euthanasie als Rechtsproblem, Eine rechtsvergleichende Übersicht, Neue Juristische Wochenschrift, 17 Jahrgang, Heft 25, 1964, S. 1154.) 「Die Vernichtung angeblich lebensunwerten Lebens」 (E. Mezger, Strafrecht, Ein Studienbuch II, Bes. Teil, 6 Aufl., 1958, S. 22.; E. Mezger) 「Die sogenannte Vernichtung „lebensunwerten Lebens“」 (U. Dressler und M. Naundorf, Materialien zum) 「Die Vernichtung des sog. „lebensunwerten“ Lebens」 (R. Maurach, Deutsches Strafrecht, Ein Lehrbuch, (Bes. Teil, 3 Aufl., 1959, S. 14.,; 4 Aufl., 1964, S. 14.)) 「Die Vernichtung anderer lebensunwerten Leben」 (L. Ebermayer, Der Arzt) 「Die Vernichtung wertlosen Lebens」 (Hans v. Hentig, Die Strafe, Fröchtliche Zusammenhänge, 1954, S. 166 ff.) 「Die Abkürzung lebensunwerten Lebens」 (E. Meltzer, Das Problem der Abkürzung „lebensunwerten“ Lebens, 1925.; Der Große Brockhaus, 18 Band,

1934, ) 「Der Tötung von unheilbaren Geisteskranken」 (E. Schmidt, Ärztliche Rechtskunde, Der Arzt im Strafrecht, S. 137, in : Albert Ponsold, Lehrbuch der Gerichtlichen Medizin, 1957,

S. 16) 「Die Tötung lebensunwerten Lebens」 (Heinrich End, Existentielle Handlungen im Strafrecht, 1959, ) 「Tötung der Geisteskranken」 (Eduard ff. )

Grundriss des Strafrecht) [sog. Gnadenod] (Schaefer, in : Strafrechtbuch, Leipziger Kommentar (Ebermayer-Lobe) ts, Bes. Teil, 1950, S. 24. ) (Rosenberg) 6・7 Aufl., Bd 2, 1951, S. 192. ; 8 Aufl., Bd 2, 1958, S. 212.)

「Destruction of Life not Worth Living」 (H. Silving, Euthanasia : A Study in Comparative Criminal Law, Univ-ersity of Pennsylvania Law Review, Vol. 103, No. 3, 1954, p. 356. et seq.)

「The Extermination of Socially Useless Lives」 (H. Mannheim, The crisis in values and the criminal law : The protection of human life, Criminal Justice and Social Reconstruction, 1946, p. 18. et seq.)

それではここで、従来、学者が右のような形式の安楽死に対して与えている意味内容を紹介することにしてしよう。つぎのごとく説明している。「強度の精神薄弱者や精神病者のように、その生存が社会の負担となり社会的に無価値である者の生命を毀滅する場合」である。(木村・前掲刑法総論二九〇頁同・前掲犯罪論の新梅原(上)二七九頁同・前掲法学マナー一四八頁同・前掲刑法・語きである) (判例七二頁、桂子・前掲刑法(総論)「新法律学演習講座」二六一頁同・前掲体系刑法學典一五八頁、板石・前掲綜合法学七〇頁)「不治の精神病のため社会的に価値の少ない人間の除去と解され、生きる価値のない者の生命の意思を無視しておこなわれるもの」である。(宮内・前掲新訂刑(法各論講義三三頁)「恢復のみこみのない精神病者であるがために社会に有効な貢献をすることができず、社会的に価値なきものとして、そのような精神病者の生命を、そのもの意思にかんにかわりなく否定してしまいう行為」をいう。(各論上巻一、三四頁)「不治の精神病者のようにその生存が社会の負担となり社会的に無価値な者を殺害する場合」である。(金沢・前掲法(学一四八頁)「社会功利主義的見地・優生学的見地から、癌患者、白癩、死をまつばかりの傷害者などを、社会に生存すべき価値なき者ときめつけその生命を奪うことに安楽死の名を冠するもの」である。(内田・前掲刑法(各論下二二頁)「生存が社会的負担を伴い、社会的に無価値な者、例えば精神病者、精神薄弱者等の生命を毀滅

する場合」である。(谷崎二七頁)「幼児遺棄または嬰兒殺害と老齡者および虚弱者の遺棄または殺害」「共同社会から資産ではなく負担または危険であるにすぎない成員を除去すること」である。(前掲・法務資料二二二三頁 He')「不治の白痴を殺害すること」をいう。(Oldenart, Korm)「高度の精神薄弱者あるいは重症の精神病者を殺害すること」をいう。(E. Mejer, a. O., S. 21.)「精神病者などを殺害すること」をいう。(Th. Welsch, a. O., 7 April, S. 226; 9 April, S. 225.)「不治の精神病者を殺害すること」をいう。(E. Schmidt, a. O., S. 16.)

いざさか羅列する結果となつてしまつたが、要するに、高度の精神病などのために単に生息しているにすぎない存在を、共同社会の成員たる資格なしとみなして、この者を排除することを指す。いわゆる通常の安楽死と対比させるために、一応非任意的安楽死と名付けたが、実は、前記の呼称などからすでに判断されるごとく、学説は、実情に即応して安楽死という言葉を用いていない。ビンディング、エンギツシュ、ゲツツェラー、E・シュミット、マウラツハ、メルツァーおよびその他の多くのドイツの学者たち、あるいはH・マンハイム、H・シルヴィングなどの英米の学者たちも、かような形式の殺人をまったく安楽死とは異質のものとして扱っている。主としてドイツの学者などが呼び慣わす「*Vernichtung lebensunwerten Lebens*」という用語自体からもわかるように、そこからは、激しい苦痛に苦惱する病人に同情してなるとか苦痛から救つてやりたいという、慈悲にもとづく差し迫つた強い個人的倫理的な感情の動きは、なんら読みとれない。

ところで、かような殺害についての前記の学者の説明はやや簡略にすぎ、しかも、いわゆる社会的に無価値なものの代表として主として精神病者を挙げているが、かような殺害の是非をはじめて世に問うたビンディングとホッヘの著書(註)には、被害者の実態が克明に描き出されている。わたくしは、この点についてすでに別の機会にとりあげて紹介しておいた。ビンディングとホッヘが、この種の殺害に安楽死の語を冠さなかつたのは適切だつたと考えている。少なくともその当時

まででは、いわゆる安楽死の場合と明確に区別し、概念の混同をきたさない態度を維持していたことは充分にうかがえる。しかも、ビンディングらの提唱も個人的生命の尊厳についての基本的な鉄則をわきまえつつ、だが、社会環境の異常さ、重大さなどの右の鉄則を上廻るとかれらなりに思料せられる諸々の原因を理由に、一つの学説として殺害実施についての考慮を示したものであって、そこには、かれらの主張内容と矛盾しない限度における最少限の生命尊重に対する節度は、守られていたのである。周知のごとく、かれらの学説の中心をなす思想は、混乱する異常な社会環境の中において、無価値と判断される存在を、長期間養育するにともなう莫大な財政上の負担を免れたいという経済的事由であり、それに附随するものとして、看護労力上の無益な浪費に対する憂慮などが包含せられていた。そのいわんとするところは、社会秩序が回復された時点において冷静にふりかえってみるならば、たしかに、法律学者または医者<sup>(1)</sup>の唱えるべきこと<sup>(2)</sup>がらではないかもしれない。しかし、その内容の当否は別としても、戦後の混乱した社会環境の下においては、かれらの主張も充的な説得力を有していたのである。しかもそこには、学者としての真摯で慎重な態度<sup>(3)</sup>がうかがわれ、社会的にみた一つの救済策としての意味に欠ける<sup>(4)</sup>ところはなかった。

一見唐突にみえるその学説も、被害者およびその親族の実情ならびに国内事情などあらゆる事実を綜合した結果、止むに止まれぬ真情からもたらされたものであって、もしもそこから功利的事由のみを抽出するならば、かれらの真意を誤りなく理解することは不可能であろう。精神病者などに「情けの死」を与えるという意味において、安楽死の事例と広義において共通の基盤にたつものといえるように、その学説は、一面では、死が被害者にとってもっとも望ましい解決方法であるという信念から発しており、そのことに関してはなんら功利的要素はみられない。ビンディングは殺害許容のための諸要件を注意ぶかく定めたが、結局、学説の提唱だけに終り、実施にふみ出すまでには至らなかつた。

さて、この生きる価値のない生命を否定するという考えに、慈悲という安楽死に不可欠な要素を結びつけて、本来の安楽死の概念そのものを異質な内容に変化してしまつたもの<sup>(5)</sup>に、ナチスドイツ時代におけるヒトラーの安楽死計画 (Eutha-

nasiereprogramm ; euthanasia programme) がある。通例、非任意的安楽死の事例としてビンディング・ホッへの学説が指摘せられるが、他方においては、それに対比されるものとしてこのヒトラーの安楽死計画が挙げられる。しかし、両者の内容は著しく異なる。従来、学説は、刑法上からみた殺害の当否のみに関心を向け、双方の性格上の根本的な相違についての検討をおろそかにしていた。<sup>(4)</sup>そこで本稿においては、不当にも安楽死の語が付けられているこの計画を通じて、ナチスドイツにおける安楽死思想を究明することによって、生命問題の一つの側面につき考えてみたいとおもうのである。<sup>(5)</sup>

(1) K.Binding und A.Hoche, Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens. Ihre Mag und ihre Form, 1920.

(2) 拙稿・「生きる価値のない生命を絶つことの許容性」鹿児島大学法学論集三号（昭和四二年）一三四頁以下。

(3) この点につき、E・シュニットは、つぎのごとく説明している。「強大な国力を誇っていた時代の悲しむべき出来事を顧みて、なお残されているのは、政治上の事由からもたらされる選択の場合である。『厄介もの』(Ballastexistenzen)の殺害のケースに対しては、政治上の根拠にもとづく概念の混乱から安楽死という名称が横取りされてしまった。ヒトラーの安楽死計画以前には、われわれは決してそのようには決めつけていなかった。』(E.Samdi'a) 安楽死の概念を不当にも横取りしてしまつたとみるものに、このほか、K・

エンギンツト(K.Engelsh. a.a.O., S.19)がある。なお、平野・前掲刑法の基礎一八一頁、同・前掲生命(東大公開講座)一七一頁参照。

(4) ビンディング・ホッへの問題もナチスドイツの安楽死の問題も、ともに刑法上の根本思想と一見して明瞭に相反するものであるために、従来は、これらの問題がなぜ提示せられるのかという原因面での分析にまでたどり着かないうちに片付けられてしまつてきた。もっとも、この問題については、原因の解明がなされても、刑法の解釈面に顕著な影響を及ぼさないために一般的な関心をひかないのかもしれない。

(5) このナチスドイツの安楽死の問題については、つぎの文献を参照されたい。

荒正人・「安死術」科学園三巻五号（昭和三年）、南沢十七・「ドイツの公認自殺」世界知識六巻五号（昭和九年）、三浦岱榮・「

医師は安業死をどう見るか」(世紀一五号(昭和二五年)・安田徳太郎・「不治の病人は殺してよいか」(ナチスの新刑法覚書)中央公論四八年十号五五〇号(昭和八年)・山名正太郎・安業死(ナチス文庫均)昭和二六年・同・世界自殺物語・昭和三九年。

I. Jakobovits, *Jewish Medical Ethics*, 2nd. ed. 1962.; *German Crimes in Poland* (Herausgeber : Central Commission for Investigation of German Crimes in Poland) Vol. 2, Warschau, 1947.; Maximilian Koesler, *Euthanasia in the Hadamar Sanatorium and international Law*, *The Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science*, vol. 43, 1953.; Lord Hankey, *Politics, Trials and Errors*, 1950.; Churchill, *Their Finest Hour*, 1949.; M. Koesler, *American War Crimes Trials in Europe*, *Georgetown Law Journal*, 18—112, 39, 1950.; *War Crimes Trials*, Vol. IV : *The Hadamar Trial*, 1949.; Mitscherlich and Ivy, *Doctors of Infamy*, *The Story of the Nazi Medical Crimes*, 1949.; Koesler, *Selbstmord und Toetung auf Verlangen* (Suicide and Mercy Killing) 1925.; *United States v. Karl Brandt et al*, official trial transcript.; Rothfels, *German Opposition to Hitler*, 1948.; *The Exploitation of Foreign Labor by Germany* (International Labor office publication), 1945.; Keenan and Brown, *Crimes Against International Law*, 1945.; Schwarzenberger, *The Problem of an International Criminal Law*, *Current Legal Problems*, 1950.; Horwitz, *The Tokyo Trial*, *International Conciliation*, November, 1950.; Cowles, *Universality of Jurisdiction Over War Crimes*, 33 (1945) *California Law Review*. 177.; Landsberg, *A Documentary Report*, office of the U. S. High Commissioner for Germany (Department of State), 1951.; *United States v. Ulrich Greif et al*, official trial transcript. *The Statutory Criminal Law of Germany*, *Military Government Information Guide*, War Department Pamphlet. No. 31—122, 1946.; Leo Alexander, *Medical Science under Dictatorship*, *The New England Journal of Medicine*, Vol. 241, No. 2, July 14, 1949.; 1, *Trial of Major War Criminals Before the International Military Tribunal*, 1947.; 1, *Trials of War Criminals Before the Nurnberg Military Tribunals Under Control Council Law NR. 10*, 1949.; 1, *Law Reports of Trials of War Criminals*, 1947 : 6, *Law Reports of Trials of War Criminals*, 1948 : 7, *Law Reports of Trials of War Criminals*, 1948 : 8, *Law Reports of Trials of War Criminals*, 1949 : 9, *Law Reports of*



Trials of War Criminals, 1949 : 10, Law Reports of Trials of War Criminals, 1949 : 13, Law Reports of Trials of War Criminals, 1949 : 15, Law Reports of Trials of War Criminals, 1949.

H. Ehrhardt, Euthanasie und Vernichtung ≧ Lebensunwerten ≧ Lebens, 1965.; E. Kogon, Der SS—Staat, 5 Aufl., 1954.; D. Bonhoeffer, Ethik, 1949.; F. Büchner, Der Eid des Hippokrates, 1945.; K. Deichgräber, Der Hippokratische Eid, 1955.; K. Forster (Herausgeber), Aktuelle Probleme des Lebensschutzes durch die Rechtsordnung. Studien und Berichte d. kathol. Akademie i. Bayern. Heft 25, 1964.; H. Hase, Chr. v. (Herausgeber), Evangelische Dokumente zur Ermordung der „unheilbar Kranken“ unter der nationalsozialistischen Herrschaft in den Jahren 1939—1945, 1964.; B. Honolka, Die Kräuzeleschreiber, 1961.; H. Kranz, Lebensvernichtung und Lebenswert, in: Festschrift für Bischof Dr. A. Stohr, 1960.; W. Leibbrand (Herausgeber), Um die Menschenrechte der Geisteskranken, 1946.; A. Mitscherlich und F. Mielke, Medizin ohne Menschlichkeit, Frankfurt a. M. und Hamburg, 1960.; H. Muckermann, Ewiges Gesetz, 1946.; H. Neuffer, Ärztliche Ethik, 1958.; Arzt und Gesellschaft, in: Psychiatrie und Gesellschaft (Herausgeber: Ehrhardt—phoog—Stutte) 1958.; F. Neukamp, Zum Problem des Gnadentodes oder der Sterbehilfe, Z. psych. Hyg. 10, 161, 1937.; Oyen, H. van, Evangelische Ethik, Bd. I. u. II, 1951/57.; C. Oehme, Ein Epilog zum Nürnberger Ärzteprozess, Münch. med. Wschr. 1952, 2388.; A. Platen—Hallermann, Die Tötung Geisteskranker in Deutschland, 1948.; G. Zillig, Über „Euthanasie“, Hochland 42, 337, 1949/50.; K. Redeker, Bewältigung der Vergangenheit als Aufgabe der Justiz, N. J. W., 1964.; H. Arendt, Der Totalitarismus, Sonderdruck aus „Der Monat“, Heft 33, 1951.; H. Mau und H. Krausnick, Deutsche Geschichte der jüngsten Vergangenheit, 1933—1945, 1959.; Der Prozess gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof in Nürnberg vom 14. November 1945 bis 1. Oktober 1946, Nürnberg 1947—49 Band 1—42, Ärzteprozess, Protokoll, Nürnberg Fall 1, Sitzungssprotokoll, Umdruck im Institut für Zeitgeschichte München.; Dokumente der Deutschen Politik, Herausgegeben von P. Meier—Benneckenstein, bearbeitet von A. Friedrichs, Bd. 1, Die nationalsozialistische Revolution, 1933, 2 Aufl., 1937.; H. Glaser,

Das Dritte Reich, Anspruch und Wirklichkeit, 1961.; H. End, Existentielle Handlungen im Strafrecht. Die pflichtenkollision im Lichte der Philosophie von Karl Jaspers, 1959.; Th. Klefisch, Die nat.—soz. Euthanasie im Blickfeld der Rechtsprechung und Rechtslehre. Monatsschrift für Deutsches Recht, Jahrg 4, Heft 5, 1950.; R. Dr. Brenske, Tötungen aus eugenischen Gründen und aus Euthanasiegründen, Juristische Rundschau, Jahrgang 1952.; Theo Lang, Zum Aufsatz, Dr. Brenske, Tötung aus eugenischen Gründen und aus Euthanasiegründen, Juristische Rundschau, Jahrgang 1953.; R. Dr. Brenske, Nochmals zum Thema, Euthanasie, Juristische Rundschau, Jahrgang 1953.

Raymond Charles, Peut-on admettre L'Euthanasie, 1955.; Simone Pelletier, De l'euthanasie l'orthothanasie et la dysthanasie. Revue internationale de Droit Pénal, Bulletin de l'Association Internationale de Droit Pénal, 25<sup>e</sup> Année, 1952, N<sup>o</sup> 2—3.; Henri Benet, Le Probleme de la Mort par Pitié. Revue de Droit Pénal et de Criminologie, trente-troisième année (1952—1953) No. 10 Juillet 1953.; J. Boumal, Les Jugements du Tribunal militaire américain de Nuremberg. Revue de Droit Pénal et de Criminologie, trentième année (1949—50) No. 8 Mai 1950.

## 二 ヒトラーの安楽死計画の実態

### 一

ヒトラー (Hitler) は、一九三九年一〇月の終り頃に、同年九月一日の開戦(第三次世界大戦のこと)の日に日付を記入せずに発した秘密令に署名し、Reichsleiter Bounler と医師 Karl Brandt 博士に、とくに指名した医師に対し、つきのごとをなす非常に広汎な権限を委任する責任を課した。すなわち、それは、指定の医師にはその権限を拡大して人智のおよぶ範囲のもの

とも厳密な標準にもとづき、人道的裁量 (menslichem Ermessen) の上、その病気が危険な状態に達したと判断される場合には、不治の精神病患者に対して「情の死」(Gnadentod) をあたえることを許すというものであった。<sup>(1)</sup> この秘密命令による不治の精神病患者の殺害計画が、ヒトラーのいわゆる「安楽死計画」(Hitler's euthanasia programme: Hitler-schen Euthanasieprogramm) と称せられるものである。<sup>(2)(3)</sup> この安楽死計画もヒトラーの数多くの闘争計画の中の一つの目標であった。

この計画を遂行するための前記の秘密命令にもとづいて、一九三九年から一九四一年にかけて秘密裡に大規模な範囲内で、このうちとくに少数のものに対しては、病人またはその親族のものの意思とはまったく無関係に、ならん尋問することなく、精神病院に入院中の患者に対し「情の一刻」が与えられた。<sup>(4)(5)(6)</sup> 病人の選択や輸送の際におけるひどい粗雑な取り扱い方、目につく死亡広告、後見人との間の法律上の争い、あるいは殺人のかどでの告訴などの諸事実によって、計画の具体的な内容が暴露され、真相の一部が明るみに出されるに及んで、広範囲にわたる国民の間に非常な憤激がおこった。

(ナチスの時代)<sup>(1)</sup> ことに、有力な教会指導者たちは、身に加えられる脅迫行為をかえりみずに勇敢に非難の声をあげた。すなわち、教会や僧正 (Bishop) たち、ことに Limburg や Munich (ドイツの Bavaria の首都、ナチスの発祥地) の僧正たちは、ナチスのやり方に強い反対の態度を示した。かれらは、この人間の権利を無視して医学の主権をうちたてた強制命令に正式の非難を加えた。

(ナチスの時代)<sup>(1)</sup> 四七頁参照 Cf. I. Portt. (es. Medicine and Euthanasia, p. 275.) ヒトラーが最高の権力を握っていた当時の一九四〇年に、ローマ教皇庁の司教会 (The Congregation of the Holy office) は、<sup>(2)</sup> じつのような質問に公式の回答をなすよう促がされた。

「死にあたいするような犯罪をならんら犯していないにもかかわらず、それでもなお、精神的ならびに肉体的欠陥のために国家に対してなにもできず、かえって国家には負担となり、また国の勢力や強さには障害となるであろうとおもわれる人々を、公の機関からの命令にもとづいて直接殺害することは、許されるであろうか。」(Card Kelly, S. J. Medicor. (Moral Problems, 1960, p. 116.))

右の点については、信仰や道徳に関する保護問題の係りを担当していた著名な枢機卿たちは、 Reverend Consultors の意見を聞いた後、同年一月二七日のローマ教皇庁の最高司教会総会において、つぎのような回答をなすことに決定した。「かような行為は、自然法にも教会法にも反するので是認せられない。」(G. Kelly, op. cit., p. 118) 教皇ピオ十二世 (Pius XII) は、右の回答を認証し、同年二月一日に、それを公布するよう命じた。そして、翌二月二日に、ローマにおいて教皇庁からの公式の回答が伝達された。<sup>(7)(8)</sup>

この恐るべき計画の実施が進行するにつれて、それに憤激して反抗する世論の力が確実な足どりをもって次第に強固になってゆき、ついには、司法省までもが介入するに至った。その結果、さすがのヒトラーも戦時中とはいえ法律によって自己の行動をみとめることをあえてしないで、一歩後退し行為を主宰するよう委託した Brandt 博士に、一九四一年八月の口頭の命令でこの計画を一時中止するよう指示した。(G. St. Gervais, op. cit., p. 282; G. Simon, S. J. D., H. Stricker, p. 363.) したがって、秘密命令にもとづく安楽死計画は、事実上はその一部分のみ実現をみたにすぎなかった。しかし、その後も小規模ながら計画は続行され、ことに精神病の子供に対し殺害行為が継続してなされたばかりでなく、ユダヤ人または半ユダヤ人の健康な子供に対しても行なわれた。さらに、最終的には強制収容所内の精神病の囚人、ことにユダヤ人の囚人に対しても行なわれるようになった。<sup>(ナチスの時代 一四八頁参照)</sup>

不治の精神病患者を主たる対象におくナチスドイツのこの驚くべき安楽死計画の遂行の事実については、今日、世界的にひろく知れわたっている。実施の詳細については、今は右に述べたこと以上に触れないことにする。いずれにせよ、個人ではなく国家が殺人の主体となって登場するという通常の理解を超越した信じ難い事態が現出されたのであった。ここにおいてわれわれは、かような社会的、政治的現象の生起するに至った原因を徹底的に追求しなければならないのであるが、その前に、かような事実のその後の状況につきもう少し触れておかねばならないであろう。

ヒトラーの総統としての命令によるものとはいえ、その根拠が公式に発布された法律にもとづくものではなく、しかも、その内容が明白に人倫にもとるものである以上、行為に加担したもの（とくに）の刑事上の責任が問われることは当然のことといえよう。この点については、行為者は大戦終了後ニュルンベルクのアメリカの軍事法廷の「医師に関する訴訟」(Der Ärzteprozess または Der Nürnberger Ärzteprozess) (カール・ブランド博士等に対する一九四七年八月一九日の医師裁判判決・Dr.) において、「人道に対する罪」(Verbrechen gegen die Menschlichkeit)にあたるとして弾劾され、また、ドイツの裁判所においては、殺人罪として起訴され、審理 (Strafverfahren) になられた。

一九四七年八月一二日のフランクフルト高等裁判所 (OLG Frankfurt) の詳細で徹底した判決は、生きる価値のない生命の殺害は、原則として謀殺 (Mord) であると判断した。<sup>(9)</sup> (刑法二) また、一九四九年三月五日と同年七月二三日のイギリス地区最高裁判所 (O.G.H. in der britischen Zone) の判決も、病院における殺害の一般的な法律上の判断については、フランクフルトの判決と同じ見解をとっていた。<sup>(10)</sup> ヒトラーのなした犯罪の倫理的側面を徹底的に追及した三月五日のイギリス地区最高裁判所の判決は、つぎのごとき見解を示している。<sup>(11)</sup>

「ある人々およびある人々の集団に対する国家社会主義国家の侮蔑は、眩惑的な思想に根ざしていた。それは、西洋の文化圏の道徳的および法律の見解と意識的に対立していた。この意識的な背離は、医師を重大と考えられる集団犯罪へとかりたてていったのである。ことに、それは、人間の道徳的品位および礼節のある人間性と一般に相反するような方向へと進むように特徴づけられていた。」(Vgl. S.J.Z. 1949, 334.) (Götzeler, S. 423.)

さらに、一九四六年八月二四日の高等法院の判例 (Urteil des Kammerger. v. 24. 8. 1946, Hf. St. I. 86.) も、生きる価値のない生命の毀滅は謀殺であ

る」と述べている。(Fehl. Messer, 6 Aufl., S. 221.)  
(Mezger u. Mich, 9 Aufl., S. 21.)

ところで、精神病患者などに対する殺害行為の当否の直接的な検討のほかに、法律上は、なおつぎの二点につき考察を加えなければならぬ。その一は、(形式的な)<sup>(12)</sup> ヒトラーの安楽死命令の国法上の適格性の有無についての審査をなすこと、およびその二は、医師を主とする行為の関係者の刑事責任を判断する際に、特殊事情を勘案して、責任を阻却する超法規的緊急避難の法理の適用の有無が考えられなければならないことである。後者は、義務の衝突(Pflichtenkonfliktsion・良心の葛藤)の一つの場合に相当する。つまり、精神病患者殺害の命令に服従せざるをえなくなった精神病院の医師たちが、かれらに託された病人の一部を殺害することによって、他の大部分の病人の生命を救うことが可能となる場合である。この際、もしも医師たちがすべての協力を拒否するならば、病人は、他の従順な医師たちによってその生命がすべて奪われてしまうという事情にあった。法律的には、行為者またはその親族の生命、身体が危難にさらされているのではなく、他人の生命、身体が危難に遭遇しているときに、行為者がある程度の道義的な責任を負わなければ回避しえないような義務の衝突する場合が問題となるのである。しかし、以上の点は本稿においてとりあげる問題と性質が著しく異なり、ここで詳細に論述するのは適切でないので、割愛する。

なお、この種の事件の主役を演じた医師の実情については、G. Zillig の報告が詳しい。<sup>(13)</sup> かれは、ナチスドイツのおこなったこの事件を研究するにあたり、安楽死の処置(Euthanasie-Aktion)に関し多数の医師と会見し、意見の交換をなした結果、つぎのごとき結論を得るに至った。「ドイツの医師の圧倒的多数の人々、とくに精神病院の医師は、生きる価値のない生命の殺害を拒絶していたのであった、ということを確認するようになった。かれはまた、「実際にそのような行為に関係した医師の数は、ごく僅かで、その計画や実行には第一流の専門家はタッチしていなかった。それどころか、積極的にせよ消極的にであれ抵抗する態度を示していた。また、多数の管理者や医師(治療病院や保護施設の)は、一九三九年九月一日付の安楽死に対する総統命令の実行には反対していた。それで、どうしてもそうせざるをえないようになった医

師はごく内幕におこなっていた」ということを強調している。

(1) 国際軍事法廷議事録 (H. マック、H. クラッ、スニツク、内山敏訳)・ナチスの時代 (現代史) 岩波新書・一九六二年・一四七頁参照、刑法雑誌二巻二号 (外国の消息) 一九五一年・一九一頁参照 Vgl. Englisch, a. O. S. 24. Wilhelm Sauer は「この一九三九年九月一日付のヒトラーの政令 (不始の政令) は「誤った権利」(unrichtiges Recht) を提出したものである」と述べている。(W. Sauer, Allgemeine Strafrechts-) など、この際患者の娯楽) に関するもの」

安楽死計画の実施につき Gerhard Simson は「本文とやや異なった説明の仕方をしてゐる。すなわち、「これは、第二次世界大戦の間に公布された法律に依拠しておこなわれたものでないのみならず、秘密裡のうち、一九四〇年八月二十七日のギュルトナー司法大臣に委ねられた、戦争勃発の日の日付を実際よりも前に戻したという『総統命令』(Führerbefehl) によって行なわれたものであった。」

(G. Simson, Euthanasie als Rechtsproblem, Neue Jurist. Zeitschrift für die Deutsche Rechtswissenschaft, 17. Jahrg. Heft 25, 1934, S. 1155.) また Nagler-Schaefer は「『わゆる医師裁判において多く扱われた一九三九年九月一日の秘密命令の中には、法律上の根拠は示されていなかった』という。(Nagler-Schaefer, Verbrechen und Vergehen wider das Leben, in: Strafrechtbuch Bd. 139, S. 213.)

(2) この精神的ならびに肉体的に劣等なものに対する組織的に計画された撲滅政策または絶滅政策は、ヒトラーがすでに大戦の数年前から綿密にねっていたもので (Vgl. Götzler, loc. cit. S. 415.) その実施については、かれは、平時ならば教会側からの強い抵抗が予想されるであろうが、戦時ならば円滑に摩擦なく実行できるものと考えていた。(医師裁判記録参照、前掲ナチスの時代一四六一—一四七頁参照)

(3) 一九三五年に Karl Brandt と Gerard Wegner は、かれらの製作した「Ich klage an」(または I Accuse) という映画をナチスの祝典のときに初公開した。不治の疾病に苦悩している子供の真に悲惨な状況をあますところなく描写したこの映画は、婉曲的に「慈悲死」(Todesgnade) (死の贈物、The boon of death) と呼ばれたこの安楽死計画を実行する上に養成の力強い口実を与えた。(Gf. L. Porcs, Medicine and Ethics in Medical Ethics, 3rd Series, 1955, p. 275. Vgl. Götzler, S. 414.; Mauerach, 3. Aufl., S. 13.; 4. Aufl., S. 14.; Englisch, S. 4.)

(4) Vgl. Englisch, S. 24.; Mitscherlich und Mielke, Das Diktat der Menschenverachtung, 1947, SS. 109—134.

(5) ドイツ国内の病院は、五年以上病床に臥して働くことのできなくなっている病人の氏名を提出するよう求められた。(Cf. Willard L. Asia-Con, *The ethical basis of medical practice*, 1956, p. 155.) また、「死の権利」(The right to death)を確立することを目的として指令された「質問表」(questionnaire)には、病人の氏名、年令および病名が記入されることになっていった。ある医師は、この質問表に対する回答を、一九四〇年一月二四日より二月一日までの間に、二、一〇九通作成したといわれている。なお、死を確保するために用いられた方法は、餓死と、最も自然的で簡単なものであったという。(Cf. L. Peters, *Medicine*) (and *Euhannasa*, p. 275.)

(6) アリヤン (Aryans) 人種でないもの、主としてユダヤ人に対するジェノサイド (民族殺・Genocide) とはまったく別に、この安楽死計画にもとづいて、二七五、〇〇〇人も人間が殺害された。かような殺害における被害者は、おもに、精神的欠陥者、精神病患者、癲癇症患者、老人病患者、および小児麻痺、パーキンソン症候群 (Parkinsonism) または脳腫瘍とつたような、さまざまの器官的、神経的な病気に罹っているものなどであった。かように、回復の見込みのないものと労働能力のないものは、すべて殺害された。

(Cf. Willard L. Sperry, *cf. cit.*, p. 117-118; H. S. King, *Tuller's* *cf.*, p. 116; J. S. C. Judgment of the International Tribunal rendered in the case of the Minister of the Interior Frick, in *22 Trial of the Major War Criminals Before the International Military Tribunal*, Proceedings of Sept. 30, 1946, at 490, 491, and Proceedings of Oct. 1, 1946, at 546, 547 (See-) *recharat of the Tribunal* 1948.)

なお、一九四一年八月までに、当時のナチスの計算によれば、主として精神病患者七〇、二七三名が、特別の施設内でガスその他の手段によって殺されたといわれている。さらに、かような殺害によって、国費の節約が、八億八、五四三万九、八〇〇ライヒスマルクに達したことも、その計算には明記されていた。(キエランドにおけるナチスの罪状) このほか殺害の実態については Gerhard Simson は「ナチスドイツ時代に、病院の医師は、八〇〇〇〇名もの精神病患者を注射によって死させた」と報告している。(Vgl. G. Simson, *Euhannastis als is contrary to the natural law.*—AAS, 32 : 553, CLD, 2 : 96.)

(8) この一九四〇年のローマ教皇庁の回答後、三年とたたない一九四三年六月二十九日に、教皇ピオ十二世 (Pius XII) は、「キリストの神秘体」(The Mystical Body of Christ)と題する回勅の中で、再び同じ問題をとりあげた。この回勅によつて、



「もしも、信者たちが、かたい信仰心をもって一生懸命生きようとするならば、かれらは、救世主の中で比較的高貴な人々、とくにキリストの命令にしたがってわれわれの靈魂について語ってくれる人々に対し、相当の敬意と尊敬の念を払わなければならない。そうすれば、かれらは、同時に救世主キリストの特別の愛情の対象になっている人々、たとえば、弱い人、傷ついた人、母性的あるいは精神的な助けを必要とする病人、無知のために現代ではたやすく危険にさらされ、またその心を思いのまま形作ることのできる純真な子供、および貧しい人（このものを最高の慈悲心でもって助ける人々、われわれがあなたかもイエス・キリストと認めるまな）にも深く心を寄せることになろう。なぜならば、使徒が正しい根拠にもとづいて、われわれに、つぎのような訓戒を与えるからである。『主の中の比較的弱いとおもわれるこれらの多くの人々は、一層避け難いものである。われわれはこれらの人々を主の中であまり敬意の払われない人々であると考えている。これらの人々については、われわれは、より多く敬意を示すようにしなければならない。』教皇庁の職責を認識するならば、たとえその身が社会にとって無益で重荷であったとしても、われわれは、ときおり深い悲しみをもって、不具者や精神異常者や致命的な遺伝病に罹っている者を知るときには、今日、この重大な声明を繰返す必要があると考えている。この処置（注さる価値のない者を殺害すること）は、人間の進歩のあらわれとして、また、一般の善行とまったく一致するものとして、ある人々に歓迎されている。しかし、正常な判断力をもつものには、このことが、万人の心の中に描かれている自然の法および神の法を侵害するだけでなく、人間の最も貴い本能をも犯すものであることに気がつかれないものであろうか。より大きな同情を寄せられるにあたいするということ、救世主のすべての親愛の情を示されているこれらの不幸な被害者の血は、地上から神に向って哀願している。」(June 29, 1943, Pius XII, Encyclical letter, *Mystici corporis*. On the Mystical Body of Christ. I-AAS, 35: 193, AP, NCCWC.) (pp. Cf. G. Kelly, op. cit. p. 117. スターバックス著・阿部成一訳・列聖「自教安楽死」法と道徳（昭和四十二年）七九頁参照）

同様の趣旨のことは、その後、さらに繰返され、教皇ピオ二世は、一九五一年一月二十九日のイタリアのカトリック助産婦協会会議のメンバーに対してなした講演（演題「結婚生活における道徳上の諸問題について―罪なきものの生命は絶対不可侵のものであるの原則―」(On the moral problems of married life—The principle that innocent human life is absolutely inviolable)）の中でも、生者の価値のない者を殺害することの許容されない旨を説いている。

「しばらく前にかなりおこなわれていた、いわゆる『価値のない生命』(valueless life)と呼ばれた者に対する直接の殺害行為は、決して正しいものとはいえない。したがって、これがおこなわれたときに、教会は、正式にそれは自然の法および神の法に反する行為

であると言明した。それゆえに、罪はないが、肉体的あるいは精神的な障害のために国家に対し無用の存在となり、あまじきやそ社会に負担をかけるものを殺害することは、たとえそれが公の機関の指令にともなうものであるとしても違法である。罪なきものの生命は、侵すべからざるものである。(The life of an innocent human being is inviolable) それに対する直接の暴力や侵害は、すべてが安全な社会生活を営むうえで不可欠の根本法 (fundamental laws) を破るものである。」(Oct. 29, 1951, Pius XII, Address to members of the Midwives: On childbirth, marital duties, and sexual ethics—AAS, 43: 825, NCGWC. ("Moral Questions" Affracting Married Life"), CD, 6:1, CUD, 3: passim, CM, 50: 49, Cf. Kelly, op. cit., p. 63.)

(5) SJZ, 1947, 621f., m. Anm. v. Radbruch, Sp. 633ff. この判決は、生命の無価値性のゆえにナチス政権より精神病者などを殺害することを許可された行為として「それは、不治の病者に救助の手を差し伸べるよりもむしろ、むしろ人権を無視した功利主義の意をむかえての殺人行爲であると非難した。(Judgment of the Criminal Division of the Appellate Court of Frankfurt a. m., Aug. 12, 1947, in the case of Dr. Schmidt, S s 92/47, Hochstrichterliche Entscheidungen—Strafsachen, 68 et seq. (Kleine, Schilling, Duden ed. 1948.) Cf. H. Silving, Euthanasia, p. 356.)

(2) OGHSt. Bd. 1, S. 321f., Bd. 2, S. 117f. Urt. v. 5. 3. 1949, SJZ 1949, Sp. 347, m. Anm. v. Eb. Schmidt, SJZ, 1949, Sp. 559ff

(11) この判決は、まだ「このことを自明の不言として置こうとする。」「このため無益な人命を奪はれんが、他人(すなわちこのため有害なものである)の利益のため多数の他人の利益のために犠牲をせられようか否かはなす。」(Judgment of the Criminal Division of the Appellate Court of Münster, March 5, 1949, in the case of Dr. P., St. Sl9/49, in 1 Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes für die Britische Zone in Strafsachen 321, 1949, Cf. H. Silving, Euthanasia, p. 357.

(12) この点に関する文献を掲げておく。

ハンス・ヴェルツ  
ルイーゼ・大塚仁訳

・目的的行為論序説(の新法体系) 昭和四〇年・一一三頁以下 H. Silving,

Euthanasia, p. 357 et. seq.; G. Simson, S. 1155.; H. Welzel, MDR. 1949, S. 371 ff., ZStW. Bd. 63, S. 47 ff.; Eb. Schmidt, SJZ. 1949, Sp. 570 ff.; Peters, JR. 1949, S. 496ff.; Der Göttinger Universitätszeitung, 2 Jahrg, Nr. 14 und Nr. 17/18.; H. Welzel, Das neue Bild des Strafrechtssystems, Eine Einführung in die finale Handlungslehre, 4 Aufl., 1961.; Heinrich

End, Existentielle Handlungen im Strafrecht, 1959; A. Mitscherlich und Fr. Mielke, Das Diktat der Menschenverachtung, 1947; Th. Klefsch, Die nat. — sog. Euthanasie im Blickfeld der Rechtsprechung und Rechtslehre, MDR, Jahrg. 4 Heft 5, 1950, S. 258ff.

(31) G. Zillig, Über Euthanasie, 4 《Hochland》42 Jahrg. 1950, SS. 351—352.

### 三 ナチスドイツの世界観

それでは、本稿における最も核心的な問題である、かような計画を実施するに至ったそもそもの原因は何か、につき考察を進めてみることにしよう。とにかく、ナチスドイツ時代には、医学を含めて「有益なものは、正しい」(what is useful is right) というヘーゲル流の功利的思想が、名状しがたい方法で国内に感染していたことは事実である。(Cf. W. L. Sperry, *medical practice*, p. 157.) ニュルンベルクの戦争犯罪裁判 (War Crimes at Nürnberg) の際に、「主任弁護人を務めた Leo Alexander 博士は、大戦突入前後におけるドイツの医師の考え方ならびに動向につき、つぎのような観察をなしている<sup>(1)</sup>。

「ナチス以前に、すでに宣伝の基本的な態度は、慢性の病人に対し伝統的な慈悲深い第一九世紀的態度をとることに反対し、功利的なヘーゲル学派流の見解をとることに賛意を示していた。慢性の精神病者に対する断種と安楽死の問題は、一九三一年に、ババリアの精神病医の会合 (A Meeting of Bavarian Psychiatrists) のときに討議された。一九三六年ごろになると、肉体的あるいは社会的に無価値なものに対する絶滅が、公然と認められるようになった。そして、その実施方法がドイツの医学雑誌の中で附随的に述べられるようになった。」「生きる価値のない生命の殺害(このような犯罪が、最後にはどのように拡大されていったとしても、はじめは、ごく小さな事柄から出発していたことは明らかである。当初、医

師の基本的態度には、ただ強調の微妙な変化があった。そして、根本的には、安楽死の動きの中で、生きる価値のない生命というものが存在するという態度から出発した。医師が、このような刺戟を気持の上で充分に受けてしまったので、だんだんと少しずつ無限にそのような気持が浸透してゆき、これがついに、回復の絶望な病人に対する態度となった。われわれが、徹底的に調査しなければならないのは、医師の態度におけるこの強調の微妙な変化である。」

いわゆる安楽死とは別に、この生きる価値のない生命を否定するという考え方は、ナチス以前に立法問題の中にもあらわれたことがあった。その一つが、一九〇六年のアメリカのアイオワ州における Dr. Gregory 法である。<sup>(2)</sup> この法案は、否決されたが、その内容は、単に不治の病人ばかりでなく、不具で白痴の子供にまで安楽死の適用を拡大していた。かような過去の事実を勘案しつつ、De l'Académie de Médecine の L. Portes は、<sup>(3)</sup> つぎのような見解を示している。「ニュルンベルクの国際軍事法廷において非難を受けた安楽死の大規模な実施は、暗に、一九〇六年の最初のアメリカの安楽死法の批准の中に、すでにその思想の芽生えがみられる。ドイツのおこなつたことは、アメリカの意図をはるかにこえて拮げられたが、それでも、根本的には、一九〇六年の法律の規定に含まれたところにしたがつて発展させたにすぎない。それとともに、医師がつねに、苦痛に悩む者に対する安楽死から不治の病人に対する安楽死へ、および個人的安楽死から集団的安楽死へと通ずるこの危険な道を進むのを、どのような理由をもって阻止すべきであろうか。ひとたび各個人の生命の本源的な価値を重んじなくなったその瞬間から、不可避的に全人類の生命に対する侮蔑へと導いてゆくようになる坂を下つてゆくことになるのではないだろうか。」

たしかに、安楽死に関する立法問題の提起される際に、ある種の人間を対象とする非任意的安楽死の是非は、常に考慮にのぼってくる。しかし、その場合にも、やはり被殺者本人ならびにその親族に対する配慮がまず考えられているといつても過言ではないし、また当然、そうであるべきであろう。そういった意味において、やはり個人的事情は大きな比重を占めている。<sup>(4)</sup> (ただし、純粹の安楽死の場合と異なつて、まつたく個人的事情のみが考慮されるというわけにはいかない) ただ、任意的安楽死のほかに非任意的安楽死の領域まで適用の範囲を拡

大し、しかも、それに賛意を示すものがあるといった事実、この問題を考察する上において、気持の上で他に与える影響は大きいであろう。

すでにみたように、ビンディングらの考え方の基本は、財政上の負担の増大の強調を主に、それに、看護上の労力的負担を免れたいという理由を附加的に主張したものであった。それでは、ナチスドイツにおける安楽死思想もまったく同じような発意にもとずいているのであろうか。それに関しては、当時の政治的事情を度外視しては、真の原因をみい出すことはできないのではないだろうか。

ナチスドイツ時代には、極端な全体主義政治体制がとられ、民主々義、自由主義思想に対立するものとして指導者思想が醸成され、指導者国家が標榜せられた。その結果、すべての権力は、ただ一人の指導者であるヒトラーが掌握したのである。かような意味において、ナチスドイツの世界観を知る上においては、まず、ヒトラーの個人的な考え方を究明しなければ、問題の本質に触れることはできないであろう。その手懸りを与えるものにかれの有名な著書である「わが闘争」(Mein Kampf)がある。その中で、かれはこの問題に関係ある事柄につき、つぎのように述べている。<sup>(1)</sup>

介することは、ともに煩雑になるので、文意を損わない程度において短縮して引用することにした。引用が多少長くなるが、真意を知るために必要なもので掲載することにした。

「世界中には、いろいろの人種が存在し、その人数も非常に多い。しかし、この中で真に文化的な創造能力をそなえた優秀な民族はごくわずかである。人類も太古の動物と同じように自己保存に必要な武器を發明する特定の精神的能力を欠くならば、やがて滅亡の一途をたどることになる。今仮に、地球に一大異変がおこって、地上の国家がまったく壊滅してしまったと仮定した場合、もしもこのときに、一定の文化的創造力を具備した人種がわずかでも生き残るならば、長期間かかって混乱がおさまった後には、やがて地上に再び人間の創造力の証明があらわれることになる。しかし、文化的創造力をもった人類の最後の一人が姿を消してしまえば、地球は永遠に荒廃してしまふであろう。したがって、国家は、文化的創造力をもった人種を絶やさないように確保しなければならぬ。

一般に、文化的創造力を与えられた人種は、その素質を現実に發揮することが外的環境によって阻止されたとしても、潜在的には、

その有用性を自己の内に秘めているために、機会があれば、いつでもその能力は顕在化される。このすばらしい創造的な文化形成能力は、本来、アリアン人種のみに授けられたものであり、この能力が眠ったままでおかれるか、あるいは上手に活用されるかは、すべて環境のいかんによる。われわれドイツ民族は、アリアン人種に属するものとして、ただ民族の維持だけでなく、その精神的理念的な能力をより一層育成することによって最高の自由に至るまで導く、民族の生き生きとした有機体を考えなければならぬ。地球上に国家は多数存在するけれども、文化を担っているアリアン人種が死滅するならば、今日の最も優秀な民族の精神的な高さにふさわしい最高の文化は存在しえないのである。

かようなわけで、国家の存在目的は、ただこの文化を形成する能力をもつ人種を維持することだけにある。国家自身は、一定の文化的な高さを創造しうるものではない。国家の任務は、文化的な能力を作り出すことではなく、現在ある能力を自由にのびることができるようにすることである。換言すれば、国家は、文化的創造力をもつた人間の共同社会において、その能力を肉体的にも精神的にも維持し助成することである。これは、人種の中に眠っているあらゆる能力をひき出して、これを自由に無限に発展させることであるといえる。すなわち、肉体的生活を維持し、精神的な発展を促すことである。国家はウツワで、人種は中味である。民族主義国家の最高の目標は、文化の供給者として、より高い人類の美と品位を作り出す人種的要素の維持に心掛けることである。しかししも、国家の中味が文化的創造力に欠ける人種によって形成されたとするならば、このような国家は、やがて没落の運命をたどることになる。

ところで、国家がどんなに文化的に高くても人種的に複合されていて、文化の担い手を没落に導くならば、その国家は、劣等な国家といえる。人種というものは、その純粋性が保たれてこそはじめてその文化が最高度に発揮されるのである。純粋種と雑種を比較した場合、後者はどんなに努力し、またその能力のかぎりをつくしたとしても、とうてい前者にはかなわない。雑種は、人種の低下をまねくものであるし、自然は雑種を好まない。雑交のくりかえしによって生まれた新人種は、その精神的文化的な創造能力の点で劣るために、より優れた混血しない人種には勝ち目はない。もともと、自然は、雑種の生殖の可能性を制限し、自然の矯正をおこなうために、雑種は繁殖を妨げられて、やがて死滅するにいたる。

たしかに、民族的結束が要求される危機の際には、人種的な統一がなされていれば、正しい判断ができるが、人種的に分裂していれば、

ば、不安定で中途半端な処置しかとれない。単一の血がないときには、国家の緊急の際に共通の敵にたちむかう確固たる群集本能に欠けることになる。このようなことは確実に不利益であるし、民族は実際に急速に没落することになってしまふ。とにかく、民族主義國家は、人種の純粋性の保持のための配慮をしなければならない。

それではアリアン人種に属するドイツ民族は、これまでその純粋性を保ってきたであらうか。残念ながらドイツ民族は、統一的な人種の中核を基礎としていなかった。これまでの種々の人種の構成要素が融合する過程において、かような新しい純粋種が作られるというところまでいっていない。三〇年戦争（二一八一—二四八年）以後、ドイツ民族が直面した血の害毒は、血の分解を導いただけでなく、その精神までも解体に導いた。したがって、国家の危急の際には、一つにまとまらず四分五裂していた。これまで、血の単一な民族がなかったということが、ドイツ民族を名状しがたい苦難におとし入れていたのである。今日でもドイツ民族は、内部分裂に悩んでいる。

しかし、幸いなことには、ドイツ民族は、人種構成の要素の上で、完全な混血がなされておらず、われわれの最良の血が一部分でも純粋に保たれていて、人種的低下を免れていたことは不幸中の幸いであった。そして、混血しないで残されていたものが、将来においてもっとも価値のある宝物をうみ出す北ゲルマン系の人々であったことは、非常に喜ばしいことである。

ドイツ民族の使命は、ドイツ民族の中に存在する全人類のもっとも貴重な無傷で残っている構成要素を維持し、促進することを最高の課題とするような國家を形成することである。また、國家としてのドイツは、民族の中から人種的要素のうちのもっとも価値のある部分を集めて維持し、これを徐々に、確実に世界における支配的地位につぎうるよう導くことである。」

ヒトラーは、以上のように考えて、ドイツ民族の血の純粋性を作り出し、これを保持するために、まず第一に、ドイツ民族と他民族との混合とくにユダヤ人との混合を禁止するようにし、さらに第二として、ドイツ民族内にある劣等分子を排除することを計画したのである。そして、このようなドイツ純粋民族を作ることには、ドイツ国民の中から選ばれたかれら少数の闘争者に課せられた宿命であると観念する。したがって、大衆を啓蒙して、ドイツ民族の優秀性をたたきこみ、人種の上での雜種化を徹底的に排斥しようとする。このうち、第一のドイツ民族と他民族との混合禁止政策が、実践に

移されてあらわれたのが、ユダヤ人に対する大量虐殺というあのいまわしい迫害である。(ユダヤ人に対する民族殺) さらに、表面的な主張はなされなかったが、第二のドイツ民族内の劣等分子の一掃に対する処理政策として考案されたのが、いわゆる安楽死計画である。

ところで、この劣等分子の排除についてはヒトラーは、つぎのような見解を抱いていた。「民族主義国家の生活の中心は、人種の純粋性保持のための配慮である。子供は、民族におけるもつとも貴重な財宝である。そのためには、ただ身心の健全なものだけが子供を生むべきであつて、病身であつたり、肉体的精神的欠陥をもつものが、子供を作ることとは恥辱であり、むしろこのようなものは、子供を生むことを断念するのが最高の名誉である。この反対に、健全なものが子供を生まないことは、排斥されなければならない。この場合には、国家は、幾千年もの未来の保護者として考えられ、この未来のためには、個人の欲望は、無視または犠牲にされなければならない。国家は、このような認識を実行するために、最新の医学的手段を用いるべきである。国家は、病氣にかかっているもの、悪質の遺伝をもつもの、さらに、負担となるものについては、生殖不能を宣告して、これを実際に実施すべきである。」(アドルフ・ヒトラー「わが闘争」二・四三頁)

右のような思考の結果として、ヒトラーは徹底した処置として、不治者に対する断種を強調する。この点につき、かれは、つぎのように述べる。「不治の病人に絶えず他の健康な人々に感染させる可能性を許しているのは、中途半端なことである。これは、一人に苦痛を与えないために、百人のものを破壊させるような人道主義と一致する。欠陥のある人間に對しては、同じように欠陥のある子孫を生殖できないようにしてしまおうとする要求は、もつとも明晰な理性の要求であり、その要求が計画的に遂行されるならば、それこそ人類のもつとも人間的な行為を意味することになる。その要求は、幾百万の不幸な人々に対し、不当な苦悩を免れさせることになるだろうし、その結果は、一般的な健康の増進をもたらすことになる。」(アドルフ・ヒトラー「わが闘争」二・四三頁) 「肉体的にも精神的にも不健康で無価値なものは、その苦悩を自分の子供の身体に伝えるはならない。肉体的に悪化しているものや、精神的に病氣にかかっているものから、生殖能力と生殖の可能性を阻止す



ることは、測りしれない不幸から解放されるだけでなく、健康の回復に非常に貢献する。このように、民族のうちのもっとも健全な担い手が、子供を作ること意識的、計画的に進め、それを実現してゆくならば、その結果は、肉体的、精神的頽廃の萌芽のまったく認められなくなった人種ができるであろう。そして、やがて民族主義的世界観は、民族主義国家において、人間が、これ以上、犬や馬や猫を飼うことに夢中にならずに、人間自身を向上させるようなより貴ぶべき時代、すなわち、あるものは自覚してだまって断念し、他のものは、喜んで身をささげて子供を作るといふ時代に、ついに到達するにちがいない。」(アドルフ・ヒトラー、「わが闘争」2：一九九一—二〇〇頁)

以上のような考え方が基礎となつて、ナチスドイツ時代には、「遺伝病の子孫の防止に関する法律」(Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses) (一九三三年七月二十四日)が制定された。<sup>(5)</sup>

しかし、ドイツ民族内における劣等分子の撲滅ないし絶滅の他の一方法である、いわゆる安楽死計画に関しては、その手段が殺人であるために、断種法のごとき正式の法律の制定は、当然に不可能であつた。だが、ヒトラーは、かれの独善的な人種論にもとづくこの絶滅計画を終始念頭において、その実現の機会を狙つていた。そしてその間、一方においては、かれの人種論の徹底的な教育がおこなわれた。教育は機会あるごとにおこなわれ、次第に、その思想は人々の中に浸透していった。やがて、ヒトラーの人種論は、ナチスドイツの世界観の一つを形成するに至り、しかも、その思想は公的な場において喧伝せられるようになった。すなわち、一九三三年のナチス党大会におけるヴァルター・グロースの演説は、ヒトラーの意図を明確にあらわしていた。<sup>(6)</sup>

「われわれの時代に、個々の遺伝病者に同情が求められるならば、人間は、自然と生命そのものの明確にして偉大な法則に背反することになる。なぜならば、生命は、決して個人個人とその小さな運命のことを顧慮したりはしない。かれらは、すべて、血の流れとして、数千年間を流れる永遠のくさりの一個一個にすぎないのである。この血の流れを純粋に保つことこそ重要である。そして、同情と誤つた人道主義とが、その流れのなかに病的なものを交えようとすれば、人間

は、創造主自身の意思に反する罪を犯す結果になる。なぜならば、創造主は、生命の法則を（弱いものが、人種の存続を脅かすようになるたびに、すぐ冷酷に、残酷に弱いものを絶滅して、今後、長きにわたって新しい花を咲かせ、貴重な実をつける、健康で強いもの、若く美しく未来を孕むものに場所を譲らせるように計る生命の法則を）創り給うたからである。」

ヒトラーの思想は、次第に、国のあらゆる方面に浸透していった。法律も例外ではなかった。刑法委員会（amtlichen Strafrechtskommission）の事業報告（Bericht die Arbeit）でも「将来のドイツ刑法」（Das kommende deutsche Strafrecht）においては、生きる価値のない生命の殺害の問題は、つぎのようにみられていた。<sup>(2)</sup>

「いわゆる生きる価値のない生命の殺害を認めることは、問題なく許されない。これは、大体において、重い精神病者や完全な白痴に関することである。国家社会主義国家は、包括的な処置によって、国民の間に、このような変質者の生ずるのを極力予防しようとしているから、このようなものは、ますます少なくなるにちがいない。しかし、殺人を禁止する道徳的規範の力は、たんに合目的な理由から病気もしくは災害の犠牲者に例外を設けることによって、その力が弱められるものであってはならない。たとえこれらの不幸なものが、その過去もしくは外部的容貌によってのみ、民族共同体と結びつけられているにすぎないとしてもである。」

この刑法委員会は、ヒトラーの命令を受けて、学者および判検事などの実務家によって組織され、新しい国家の見解と需要にふさわしい刑法典の草案を編成することを任務としていたけれども、ヒトラーの思想は、それほど顕著に影響を与えていなかった。したがって、その考え方も比較的中庸をえていた。それよりも、行政面の一部を担当していたプロイセン司法大臣の覚書（Denkschrift des Preussischen Justizministers）には、右の刑法委員会の事業報告よりも、もっと微妙に、ヒトラーの思想が反映していた。<sup>(3)</sup>

「生きる価値のない生命の殺害の場合に、違法性阻却事由を認めることはできない。もしも国家が、回復の見込みのな

い精神病患者などを法律でもって、公の機関に、その生命を殺害することを命ずるならば、このような処置を実施するのは、国家の命令の施行にほかならない。この命令が必要であるかどうかは、ここで論議するかぎりではないが、ただ、生きる価値のない生命の殺害が、公務員以外のものによっておこなわれた場合には、つねに、罪となる殺人であることを強調しなければならない。」

ここにおいて、はじめて、ヒトラーの安楽死計画の実態が知らされることになるのである。(Engisch, a. a. O., S. 24.) 以上のごときナチスドイツの世界観にもとずき、新たな「医師の指導精神」が育成されることになった。ヒトラーによって安楽死計画を委任された医師の一人である、Karl Brandtは、「つぎのように述べている。「穀潰しをなくそうというのが問題ではなかった。これらの処置は、もっぱら『倫理的な理由』によって命ぜられていたのである。」(H. グラーザー・ザイ・ヒトラーとナチス・セ・七二頁参照)そして、安楽死計画は、精神病患者からはじめられ、ひきつづいて、不治の病者と遺伝的に「劣等な」その家族が、精算されることになっていた。」

(1) W. L. Sperry, The ethical basis of medical practice, 1956, p. 155, p. 156; Leo Alexander, Medical Science under Dictatorship, in: The New England Journal of Medicine, Vol. 241, No. 2: July 14, 1949.

(2) 拙稿・「安楽死立法化の動きについて」判例時報三三二号(昭和三八年)判例評論一八一―九頁参照。Cf. L. Portes, Medicine and Euthanasia, New Problems in Medical Ethics, 1955, p. 268; Jean-Paul Mensor, American Opinions, New Problems in Medical Ethics, 1955, p. 285.

(3) L. Portes, Medicine and Euthanasia, op. cit., p. 275.

(4) アドルフ・ヒトラー・平野一郎・高柳茂共訳・(完訳)「わが闘争」2(昭和三八年)一八六―一九四頁。

(5) ナチスの断種法については、つぎの文献を参照をたい。

木村亀二・「ナチスの刑法」ナチスの法律・昭和九年・二五二頁以下 Finger, Das Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses vom 14. Juli 1933, Der Gerichtssaal, Bd. 104, 1934, S. 62 ff.; Lange, Psychiatrische Bemerkungen zum Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses, Zeitschrift, Bd. 53, 1933, S. 699 ff.; Rüdin, Das Reichsgesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses vom 14. Juli 1933, Archiv für Kriminologie, 93, Bd. 1933, S. 1 ff.; Schäfer, etc., Loi du 14 juillet 1933 ayant pour but d'empêcher la procréation d'une descendance atteinte de maladies héréditaires et Ordonnance du 5 décembre 1933 réglant l'exécution de cette loi, Recueil de documents en matière pénale et pénitentiaire, vol. III, livr. 3, 1934, p. 239 et s.

(6) H. グラウゼ・「ヒトラーとナチス」(第三帝國の思想と行動) 昭和三八年・七二頁

(7) Bericht die Arbeit der amtlichen Strafrechtskommission. Dr. W. Grafen von Gleispach, 21 Tötung, in : Dr. Franz Gürtner, Das kommende deutsche Strafrecht, Besonderer Teil, 2 Aufl., 1936, S. 375.

(8) Nationalsozialistisches Strafrecht, Denkschrift des Preussischen Justizministers (Hans Kerrl), 1933, S. 87. 「ナチスの刑法」(プロイセン司法大臣の覚書) 司法資料一八四号(昭和九年)一五三—一五四頁。

## 四 結 論

第二次世界大戦中にナチスドイツがおこなったユダヤ人に対する恐るべき迫害あるいは精神病者などの劣等分子に対する安楽死計画にもとづく殺害などを含めての異常な暴政と虐殺については、西欧の学者たちによって、「ドイツ国民の集体的狂気現象のあらわれである」とか、「ヒトラー個人の狂気と異常性のあらわれである」とか、「人間性一般の弱さと悪魔性の発露である」とか指摘されて、その原因分析がなされた。<sup>(1)</sup> たしかに、原因の究明に対する一般的な解答を示すとす

れば、右のごとき点を強調するしかないであろう。しかし、一般的、抽象的な批判のほか、なお、具体的にもう少し突込んだ、細かな部分における原因追究の方法も、みのある結果をもたらすことにならうし、実際には、かような点の分析のほうに、重要であるといえよう。そこで、以下（三）において紹介したヒトラーの人種思想を中心に、本稿における問題について、全般的な考察を進めてみることにする。

ナチスドイツの体質内に秘められたこの異常性と非合理性の爆発を、単に、ヒトラー個人の、あるいはドイツ人特有の国民性の異常な性格の突然変異的顕現化の結果であると断定し、他の事柄とまったくきりはなして観察するのは、やや皮相的な見方であるといえよう。一般的にいつて、主観的な個人的思考の世界の中においてはもとより、客観的な戦争や災害などの特殊異常な外部的環境の際には、人間の性格のマイナスの側面である異常性や非合理性が、頭をもたげてくるのではないだろうか。このことは、人間共通の宿命とさえいえる素因であって、なにも、ドイツ人に限ったことではない。ただ、国民性によりその強弱の差はみられよう。また、個人差もあろう。

ところで、ナチスドイツが、崩壊寸前まで継続的に国民の大部分の忠実な支持を得られたという事実、ナチスの為政者の巧妙な政治力もさることながら、やはり、ドイツ国民の中に、ナチスドイツの世界観に共鳴するなにかがあったとみなければならぬであろう。そこで、諸々の世界観のうち、とくに安楽死思想と関係のある世界観の当否について検討してみることしよう。安楽死計画の底流をなす思想は、もとより、ヒトラーが「わが闘争」の中に示した「人種思想」(Rassenideologie)に求められ<sup>(2)</sup>。

ひるがえって考えてみるに、ナチズムの根本原理は、一切を内部に包含してそこから一つの解答を用意しようとする似而非精神的な体系であって、これによって総体的、全体主義的な行動のすべてを是認しようとするものである。かような立場にたつて、政權を握りつつドイツ民族の大部分をその遂行する目的のために引きつけてきたのであった。もとより、その世界観は、すべての人々の理解を得られる説得力に富んだものではなく、政治、経済、宗教、芸術などのさまざま

分野において、かれらに好都合なように脚色した偏見にみちみちたものであった。ただ、ナチスの世界観といえども、その主張するテーゼが多くの点で民族主義精神に根ざしていなかったならば、あれほど多くの国民の支持も、また多くの實際上の成果も得られなかったであろうことは想像に難くない。

展開せられた諸々の世界観の中であって、前述の人種思想は、その中心に据えられるべき性質の一つといえよう。それは、ゲルマン・アリアン人種の称揚と種を異にするすべてのもの、とくにユダヤ人に対する憎悪の感情をむき出しにしたものである。しかし、ナチスドイツが、そのスローガンとして掲げたところの人種概念は、もとより実際には、非科学的なものであった。本来、長年にわたる混血がくり返されれば、種族の生物学的な識別目標は、次第に消失してゆき、その結果、ある人種の純粋性を判断することは不可能となるはずである。しかも、人類学については、心理学、社会学、生態学、言語学などのあらゆる方面からの総合的な思索がなされなければならず、生物学的な分類は、それほど簡単におこなえる性質のものではない。

ナチスドイツにおいては、この人種の区分けとして、「形態学的人種観」形式がとられた。(H・クラウザー、「ヒトラー」とナチス)四二―四三頁参照)これは、人間の一定の特徴を抽出して、それにもとづいて人種別を立てるやり方である。これらの特徴が整理統合されて一つの類型となり、それが大胆にも人種とされたのである。したがって、分類の手続段階において、まず非常に非科学的なものであるといえるばかりでなく、右のことに加えて、そこに、判断する主体の濃厚な主観と怨恨とが入り混るために、人種のグループ分類は、当然の結果として、相当程度、恣意的なものにならざるをえなくなるのである。いずれにせよ、チャールズ・ダーヴィンが、動物界、植物界から展開した生存競争、自然淘汰、弱肉強食などの諸概念を人間社会にあてはめて、その非科学的、非人道的な立場を正当化しようと試みたのであった。また、「アリアン人種」という表現そのものが、非常にあいまいなもので、これは、言語学上の概念を、作りあげられた生物学上の事実にも移植したものであると評されている。(H・クラウザー、「ヒトラー」とナチス)四四頁参照)

かようにして、人種問題について述べられた内容は、人間的にも学問的にもまったく意味がなかったばかりでなく、実際には、これがナチス独得の宣伝によって国民の間に深く滲透してゆき、反ユダヤ主義は、ますます強固に主張されていたのである。やがて、人種の淘汰をそのテーゼに掲げると同時に、それに対する社会衛生学的処置の必要性も説かれるに至った。

綱領と実際において反人道主義的立場に立っていたナチスの世界観は、ユダヤ人問題のみならず、自らの民族内に生息する人種的、肉体的な劣等者に対しても無慈悲な態度をとることを明らかにした。それは、同じように、強者の支配、劣等者の絶滅、生存競争などのダーウィンの諸概念から出発しており、ダーウィンの学説を動物界、植物界から人間の社会に移すことによって、人類が長年のあいだかかって築き上げてきた道徳的狀態を、再び感官的、獸的狀態にもどすことを目的としていた。

西欧的、キリスト教的な道義と志操は弾劾され、あらゆる価値の轉換に際しては、誤解され、単純化され、偽造されたニーチェの学説が引合いに出された。人間の使命は、天才と超人の養成と育成による人間の改良であり、人種を分解する劣等者の淘汰であるとナチスの哲学者はニーチェを解釈した。ついには、名誉とは弱者の撲滅、勇敢とは劣等者に対する非行、信義とは無条件の犯罪遂行であると説かれるようになった。

かようにして、人間はすべて、一切の差別を越えて共通の人間性を有し、それを尊重し、守り、維持していかなければならないという人間社会におけるもとも根本的な倫理的原理はふみにじられ、人種的、肉体的な劣等者に対する組織的に実施されるべき撲滅政策、絶滅政策が計画されるに至ったのである。これが、前述のヒトラーの安楽死計画へと発展してゆき、周知のように実践に移されたのであった。

当然のことながら、ナチスドイツがその公式の綱領の中において具体的にあらわした「人種」と「血統」についての誤った見解の中には、客観的な正当化事由は、なんら存在しない。<sup>(3)</sup>したがって、法律的にみても、その思想から発する諸々

の行動を弁護する材料はなにもない。この点については、纏説する必要はないであらう。

ところで、意外にも多くの学者によって述べられている、ビンディングらの思想がヒトラーの安楽死計画の基本的な背景になっているという点についての関連性の問題については、裏付ける資料がなく、不明である。ビンディングらの学説が発表されたのが一九二〇年であり、ヒトラーの「わが闘争」が書かれたのが一九二四年であるから、時期的には極めて接近していて、影響は著しいという推測は当然に成りたつ。しかし、ビンディングらの思想の主要点が、経済的（財政的）事由の強調ならびに看護上の労力的負担の強調にあり、ヒトラーの思想のそれが、人種的淘汰あるいは人種改良論に中心がおかれているので、まったく結びつきはないという見方も可能である。とにかく、両者の間の思想的な関連性については、明確でないという以外いようがない。

右のことに関連してこの種の問題につきいえることは、ビンディングらの場合には、学者としての立場から、惹起せしめられた異常な社会環境の影響の下に、止むに止まれぬ処置として、人道主義的な良心から発したその思想が学説にまで昇華したものであって、もとより殺害を積極的に押し進める面は、弱かったとみてよいとおもう。このことは、結果的には、単に学説での主張のみに止まって実践面での働きかけがほとんどみられなかったという事実からも理解されよう。しかしながら、一方において、ナチスドイツの場合には、自ら誤った一つの人種概念を作出し、しかもそれを、自らが惹起した戦争という異常な社会的状態を利用して実現しようと目論み、現に実践に移したものであるから、両者の間には、その内容の点において根本的な相違がみられる。いずれにせよ、共通しているのは、社会的に劣等なものを排除しようという点だけである。われわれは、右の双方の目的の違いをはっきり認識しなければならない。

以上みてきたようなことから、われわれは、本来、法秩序内において無差別に保護されるべき人間の生命も、政治的、社会的の外部の事情の変化により、あるものは必要以上に厚く、あるものは虫けら同然にしか取り扱われないという事態が現実不起るということを忘れてはならない。かような意味において、人命の保護の問題も、単に刑法の領域内での理論



的な擁護のみにとどまらずに、政治的あるいは社会的環境との結びつきをも考慮して観察しなければならないものといえよう。

(1) 村瀬興雄・ナチズム（ドイツ保守主義の系譜） 昭和四三年・二二〇頁参照。

(2) H・マウおよびH・クラウスニツクは、総統官房の委任で該当者層の調査のために送られた質問表には、ヒトラーの命令の真実の姿が示されていて、それによると、「慈悲死」を与えるための主要な尺度が、当人の労働能力とその「人種」にあったと説明している。

(H・マウ・H・クラウスニツク・ナチスの時代・一四七頁参照) また、エンギツシュは、社会的利益にもとづく生存に無価値な生命の毀滅についての宣言が、「人種論」と確実に結びついていたことは明らかであると述べている。(Engisch, a. a. O., S. 20.)

従来、ナチスドイツの安楽死思想が、ヒトラーの「わが闘争」の中に示された人種思想に由来するものであることを明瞭に指摘するものはいなかった。ナチスの人種思想には、さまざまな要素が混入しており、安楽死計画は、そのなかの一部分を占めることになるが、従来は、ユダヤ人を主とする他民族の絶滅の点に関心の重点がおかれていたために、同じ民族の絶滅である安楽死計画は、やや傍系的にしか扱われていなかった。しかも、ドイツ民族内の劣等分子の排除については、これまでとくに独立して論ぜられなかった関係もあって、その原因については、深く究明されなかったというのが実情である。

なお、右のような人種的要因のほかに、精神病患者などの劣等者の排除にともなう看護者や治療費などの節約の点も考慮されるが、安楽死計画においては、この点は、まったく附随的な要因とみてよいだろう。

(3) デイトリツヒ・ボン(宮野善右衛門訳) 現代キリスト教倫理(ボン・ヘンファー選集4) 一九六二年・一五六頁以下参照 Cf. H. Mannheim, Criminal Justice and Social Reconstruction, 1946, p. 18 et seq.; Bertrand Russell, An Outline of Intellectual Rubbish, Unpopular Essays, 1966, p. 87.